



No.327
2021年 7月12日

江 区 労 連 東

ニュース

江東区労働組合総連合
〒135-0011 江東区扇橋 1-12-20
江東教育会館内
Tel.03-5606-5285 Fax03-3649-0131



厚労省担当者とレクチャーする江東区労連・地域労組ことうの仲間
衆議院第一議員会館会議室内 (21/05/17)

厚労省の弾 第1弾 無期転換社員と正社員との待遇格差問題 厚労省：実態把握に努めたい

5月17日、無期転換後の待遇格差について厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課と労働基準局労働関係法課に要請を行いました。当日は江東区労連から中村・松井両事務局次長、地域労組ことうから川村書記長と当事者のNさん(大手宝飾メーカー)が参加しました。

5月17日、無期転換後の待遇格差について厚生労働省雇用環境・均等局有期・短時間労働課と労働基準局労働関係法課に要請を行いました。当日は江東区労連から中村・松井両事務局次長、地域労組ことうから川村書記長と当事者のNさん(大手宝飾メーカー)が参加しました。

社員のなかでも総合職と一般職がある場合はそれぞれの待遇に差があることを指します。無期転換になったNさんの業務実態は一般正社員と同等の責任を負い、高い技術もっているにもかかわらず、無期転換労働者と従来からいる正社員の格差は基本給のみにとどまらず、福利厚生面の格差も歴然としていているという事実を訴えました。組合としては、現行法ではパート・有

期労働者と正社員(無期フルタイム労働者)の不合理な格差が規制されているが、(パート・有期労働法9条)、有期労働者が無期転換した場合、すでに正社員として採用されている労働者との格差を規制す

厚労省の弾 第2弾 雇用保険未加入 事業者への指導問題 職権での確認請求を!

6月11日、雇用保険未加入事業者への指導について厚生労働省職業安定局雇用保険課に要請を行いました。当日は江東区労連から中村・松井両事務局次長、当事者の有馬さん(元シミズオクト社員)が参加しまし

有馬さんは、自身が会社から日々雇用扱いにされ、雇用保険の加入手続きを行わなかったことから組合と一緒にハローワークに行き確認請求を行った結果、雇用保険一般被保険者と認定されハローワークが職権加入させました。シミズオクトには有馬さんと同じよう

る法律がないことを指摘しました。それに対して厚労省は確かに無期転換後の労働者と従来からいる正社員との格差を規制する法律がないことを認め、現在多様化する労働契約ルールに関する検討会を立ち上げ企業や労働組合からヒアリングを実施している、その中で、ご指摘のような点も含めて検討したいと回答しました。秋には報告書が提出予定ですが、今後も注視していくことが求められます。

に雇用保険未加入労働者がいることをハローワーク新宿に告発しましたが、確認請求は本人からしかできないと取り合ってもらえなかったことと合わせ、シミズオクトでは在職中の労働者が確認請求をしたことにより、犯人探しが始まるため声を上げられない実態を訴えました。組合としてはこの間の国会質疑の厚労省職業安定局長が「一部の労働者から確認請求があり、確認が行われる中で他の労働者に被保険者資格があると認められるときはハローワークが事業主に届出を指

江東区労連からのお知らせ

- 江東区労連第2次組織化宣伝行動
 - 日時… 7月28日(水)
 - 場所と時間
東大島・東陽町(7:30-8:15)
辰巳・新木場(8:00-8:45)
- 第193回憲法9条守ろう・9の日宣伝行動
 - 日時… 8月19日(木)
 - 場所と時間
東大島・東陽町(7:30-8:15)
木場・辰巳・新木場(8:00-8:45)

導し、応じなければ職権で確認する」と答弁しているにも関わらずその周知が行われていないことを指摘。全都道府県労働局への周知を徹底すべきだと訴えました。厚労省は「当該事業所を所管する東京労働局に連絡をする」と答えました。また、組合から労基法では、申告をしたことによる不利益取扱の禁止(例えば残業未払いを労働基準監督署に申告したことにより不利益な扱いを禁止する)されているが、雇用保険法は本人による確認請求(雇用保険法第8条)を求めているながら、その労働者を保護する規定がないことを指摘し、多くの労働者が不利益な扱いを恐れて確認請求を諦めてしまふことが懸念される。局長答弁の通り適切な運用を求めました。

雇止め事件で仮処分申立

本所白百合幼稚園の園長

本所白百合幼稚園(墨田区)を今年3月で雇止めになったIさんは6月に東京地裁に「地位保全の仮処分」の申し立てを行いました。

Iさんは2017年4月から当園に勤務(1年毎の有期契約の更新)、昨年にも雇止め通告があり、組合(地域労組こうとう)に加入して団体交渉を行って雇止めを撤回

言い、障害者差別ともいえる誹謗中傷に及びました。

今年度の団交で雇止めを撤回するように求めましたが、理事会は拒否したので、今回の申立となったものです。

Iさんは雇止めに伴い、月額30万円の収入が減り、子どもの学費なども含め生活を維持するためにはIさんの給与が不可欠と申立書で述べています。

第1回の審尋が7月1日に開催され、Iさんは一日も早い職場復帰を求めました。

トピックス

■第191回憲法9条守るうの9日宣伝行動

区民要求実現江東大運動実行委員会は6月9日、9の日宣伝行動を区内3駅で行い、3団体32人が参加、750部のチラシ・ティッシュを配布しました。

◆ 東部ブロックが最賃宣伝

東京地評東部ブロックは6月21日、錦糸町駅で最賃1500円を求める宣伝行動を行いました。

労働相談の窓口から

コロナ禍の影響は収まらず、賃下げや雇止め等の相談は昨年ほどではありませんが、寄せられています。今後「雇用調整助成金の特例」「休業支援金」が取りやめとなれば多くの労働者が路頭に迷うことが想像されます。

◆ 退職勧奨・賃下げ提案(労基署・女性・正規)

区内の印刷会社に勤務していた。3月に業務内容の変更と称して「降格・賃金減額を受け入れるか、早期退職に応じるか」を迫られたと相談。組合として団交を行った結果、早期退職制度に依拠して通常の倍額以上の退職金を支給されるほか、解決金も支払うことなどで合意に達した。相談から団交申入れ・解決まで1か月と短期で終結となった【解決】。

◆ セクハラ・メンタル(HP)を見て・女性・パート

職場は3人ほどの小さな事業所。職人からセクハラを

けて体調を崩したと昨年2月に相談に。団交申入書の郵送物も受取拒否する変わり者の社長。事務職員とのやりとりで傷病手当金の受給をさせて休職に。今年に入り、今度は傷病手当金の受給を妨害してきた。この間、まともな団交は困難と判断して、東京都労働相談情報センター(亀戸事務所)を通じて会社と今後の方向性を打診してきた。傷病手当金の受給妨害については協会けんぽなどを通じて指導させる中で正常化した。最終的に東京都労働相談情報センター(亀戸事務所)を通じて、健康保険・厚生年金保険料などの本人負担の一部を会社が負担し、退職することでの合意をみた。一時は労働審判も考えたが、セクハラの中身を思い出すだけでフラッシュバックして体調が悪くなり、審判は困難と判断、今回の解決となった。東京都労働相談情報センター(亀戸事務所)の粘り強い交渉の結果だ【解決】。

現在、交渉中の案件としてはホテルの宴会担当者の定年退職後、再雇用条件の大幅賃下げ問題(2人が加入)。ネット関連の営業などを担う人の退職強要問題、警備員が暴行を受け怪我をした件での補償問題、シルバードで働いている人のトラブルなど多岐にわたっています。

加盟組合のとりにくみから

【癌研労組】癌研ニュース第5405号(21/6/5付)

21春闘夏季闘争 6月2日に調印しました。

がん研はコロナの影響で2019年度は減収になり、20年度は赤字が見込まれますが、18年度までの10年間で186億円もの大幅黒字でしたが、経営者はベースアップを拒否してきました。夏季一時金では月数で昨年水準を確保し、賃金体系表①、契約職員、定年度再雇用者に一律で二次回答を引き出しました。年末年始特別手当でも前進回答を引き出しました。

21春闘での具体的回答 1. 賃上げ回答 定期昇給のみ①賃金体系表①~⑦適用者...7,179円(2.14%)。以下略。21夏季一時金闘争 1. 夏季一時金...賃金体系表①~⑦適用者...760,347円(基本給×2.25か月+職責手当1か月)以下略。2. 契約社員...2次回答で8,250円上積み、最高593,100円~最低156,300円。

【全日本年金者組合江東支部】ねんきん江東第317号(21/6/20付)

ワクチン狂騒曲・Sさん 5月6日から接種コールセンターに電話をかけ続ける。昼頃にテレビでNTTが固定電話の着信制限を実施したことを知る。5月24日、9時過ぎにかかりつけ医院に行く。時すでに遅し。受付終了とのこと。この後区役所7Fに行く。有明スポーツセンターで予約がとれる。バスを乗り継いで1時間位かかるが予約できてほっとする。Oさん 姉弟で連絡しあってびっくりした。墨田区は受付が5月1日から本所の弟夫婦は6月で2回接種でき、台東区の妹はかかりつけ医で簡単にできた。江東区の私は5月6日にスマホで半日かけて申し込みず、17日に娘が休暇を取って、ようやく6月9日1回目、7月2日に2回目が取れた。

【アサガミプレスセンター労組】会社からの回答書 アサガミプレスセンター株式会社に対し貴組合から令和3年2月25日付を以って提出された要求事項につき、次の通り回答します。1. 賞与について 『組合員一人平均(月割りを除く)504,550円也を支給する(内訳 基本給×2.1か月+一律20,000円を支給する)。

【江東区職労】江東No13(21/6/3付) 5月25日、組合は当局と団体交渉を行い、「夏季一時金に関する要求書」を区側に提出しました。要求書の要旨を説明する前に山本委員長から「新型コロナウイルス感染拡大の対応やワクチン接種業務など、職員は区民福祉を停滞させないために懸命に働いている。区長会は職員の労苦に応えるべきだ」と訴えました。中村書記長は「民間企業が19年は月例給を引き上げる中、特別区のみが月額で2,235円、率にして0.58%引き下げられた。特別区の職員の実態をみて一時金の支給月数を2.5か月以上とすること」を求めました...要請を受けて押田副区長からは「職員の皆さんには、新型コロナウイルス感染症に関する対応等、全庁一丸となって懸命にとりくんでいることに感謝します」「今年の春闘の回答は、二極化の状況がみられるなどバラツキがある。特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を十分に考慮する必要がある。要求は真摯に受け止めました」とコメントがありました。